

## 自家用貨物自動車による 貨物の輸送を行われている皆様へ

前年度の末日において、自家用貨物自動車を200台以上保有し、又はリースで使用している場合、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定に基づく義務が発生する可能性があります。

**貨物輸送事業者は、自家用貨物自動車を200台以上保有し、又はリースで使用している場合、4月末までに、輸送能力の届出を行う必要があります。**

輸送能力の届出を行った場合、追って「特定貨物輸送事業者」に指定されます。特定貨物輸送事業者として指定された場合は、次年度以降、輸送能力の届出を行う必要はありません。

「貨物輸送事業者」及び「自家用貨物自動車」の詳細については、留意点をご参照下さい。

**特定貨物輸送事業者は、特定輸送事業者の指定を受けた年度の次年度以降、毎年度6月末までに、省エネ目標達成のための中長期的な計画の作成・提出を行う必要があります。**

**特定貨物輸送事業者は、特定輸送事業者の指定を受けた年度の次年度以降、毎年度6月末までに、エネルギー使用量等に関する定期の報告を行う必要があります。**

### 【 留 意 点 】

- 1 **貨物輸送事業者とは**、「本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者」をいいます。

**このため、法律の規定に基づく許可を受けた貨物自動車運送事業を営んでいる方以外の皆様であっても、「貨物輸送事業者」となる場合があります。**

「他人又は自らの貨物」とは、他人又は当該事業者の貨物が該当し、例えば、運転者や同乗者の手荷物その他の人が通常外出時に携帯する範囲内の物品は該当しません。

「貨物の輸送」とは、例えば、移動後に運転者から他者に貨物を引き渡す場合が該当します。

（判断事例を御参照下さい。）

「業として」とは、「ある行為を反復継続的に行っていること」及び「当該者がその行為を行うことへの社会的認知があること」の両方に該当する場合をいいます。このため、いわゆる事業者のみに係るものではなく、国、地方公共団体等、公的団体も貨物輸送事業者の対象になりえます。

「エネルギー」とは、燃料（化石燃料起源のもの。）並びに当該燃料をもとに生成した熱及び電気をいいます。例えば、軽油を燃料として貨物自動車を走行させる行為は、「エネルギーを使用」することに該当します。

貨物の輸送を行っていない場合（例えば、リース会社等の場合。）には貨物輸送事業者に該当しません。

会社・子会社の資本形態は問わず、組織が別であれば、それぞれが規制対象となります。

2 **自家用貨物自動車とは**、自動車運送事業者がその自動車運送事業のために使用する自動車以外の自動車であって貨物の輸送のために使用するものをいいます。輸送能力の届出を行うに当たっては、「被けん引車（トレーラー）」、「軽自動車」は台数のカウント対象から除きます。

具体的には、最大積載量が設定され（大型特殊自動車や一部の特種自動車を除く。）かつ、次に掲げるナンバー（ナンバープレートの分類番号の上一桁の番号。）を有する自動車の対象となります。

- (1) 貨物の運送の用に供する普通自動車、小型自動車 : 1、4、6 ナンバー
- (2) 貨物の運送の用に供する軽自動車 : 4、6 ナンバー
- (3) 特種な用途に供する普通自動車、小型自動車、軽自動車 : 8 ナンバー

ただし、この場合、次に掲げる8ナンバーを有する自動車に限ります。

特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有するもの

（タンク車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車等） 又は、

最大積載量が500kgを超えるもの

なお、特定貨物輸送事業者に指定された後に、エネルギー使用量等に関する定期の報告を行うに当たっては、「軽自動車」に係るエネルギー使用量も含めてください。

---

### 【 判 断 事 例 】

---

「貨物の輸送」について、個別の具体例を挙げると次のとおりです。

- (1) A工場からB倉庫に製品・商品運ぶ場合  
他人又は自らの貨物の輸送に該当。
- (2) A事業所 B社 A事業所といった移動であって、B社で運転手又は同乗者が作業を行うため、A事業所が保有する工具箱や清掃道具等の道具類を運ぶ場合  
他人又は自らの貨物の輸送に該当しない。
- (3) A事業所 B地点 A事業所といった移動であって、B地点で他人が作業を行うため、A事業所が保有する工作機械類を運ぶ場合  
他人又は自らの貨物の輸送に該当。
- (4) A事業所 B地点（C地点……）といった移動であって、各地点に商品運ぶ場合（少量のサンプルのみを運ぶ場合を除く。イベントで配布される試飲品、試食品や病院に届ける薬等が該当）  
他人又は自らの貨物の輸送に該当。
- (5) A事業所 B地点（C地点……） A事業所といった移動であって、A事業所…… A事業所に移動している物品（営業用の説明資料等が該当）  
発着する貨物に該当せず、結果として、他人又は自らの貨物の輸送に該当しない。

---

貨物輸送事業者に該当するかどうかについてご不明な点等がある場合には、最寄の地方運輸局交通環境部環境課等へ御相談下さい。

本件に関する情報については、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kankyosite/1.ondan/1.syouene/060118syouene.htm>